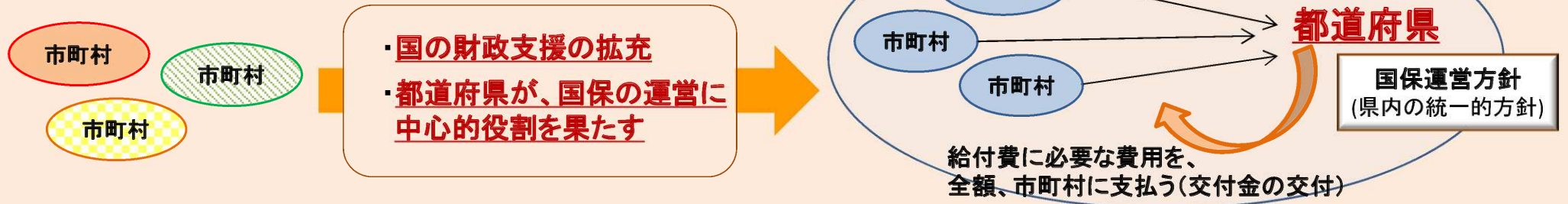


【税制改正関係①】 国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置

1. 背景

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は、保険料(税)を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みへ見直すこととされた。

【現行】 市町村が個別に運営



【制度改正後】 都道府県が財政運営責任を担う など中心的役割

2. 要望内容

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の算定方法を一部変更する等の措置を講ずる。

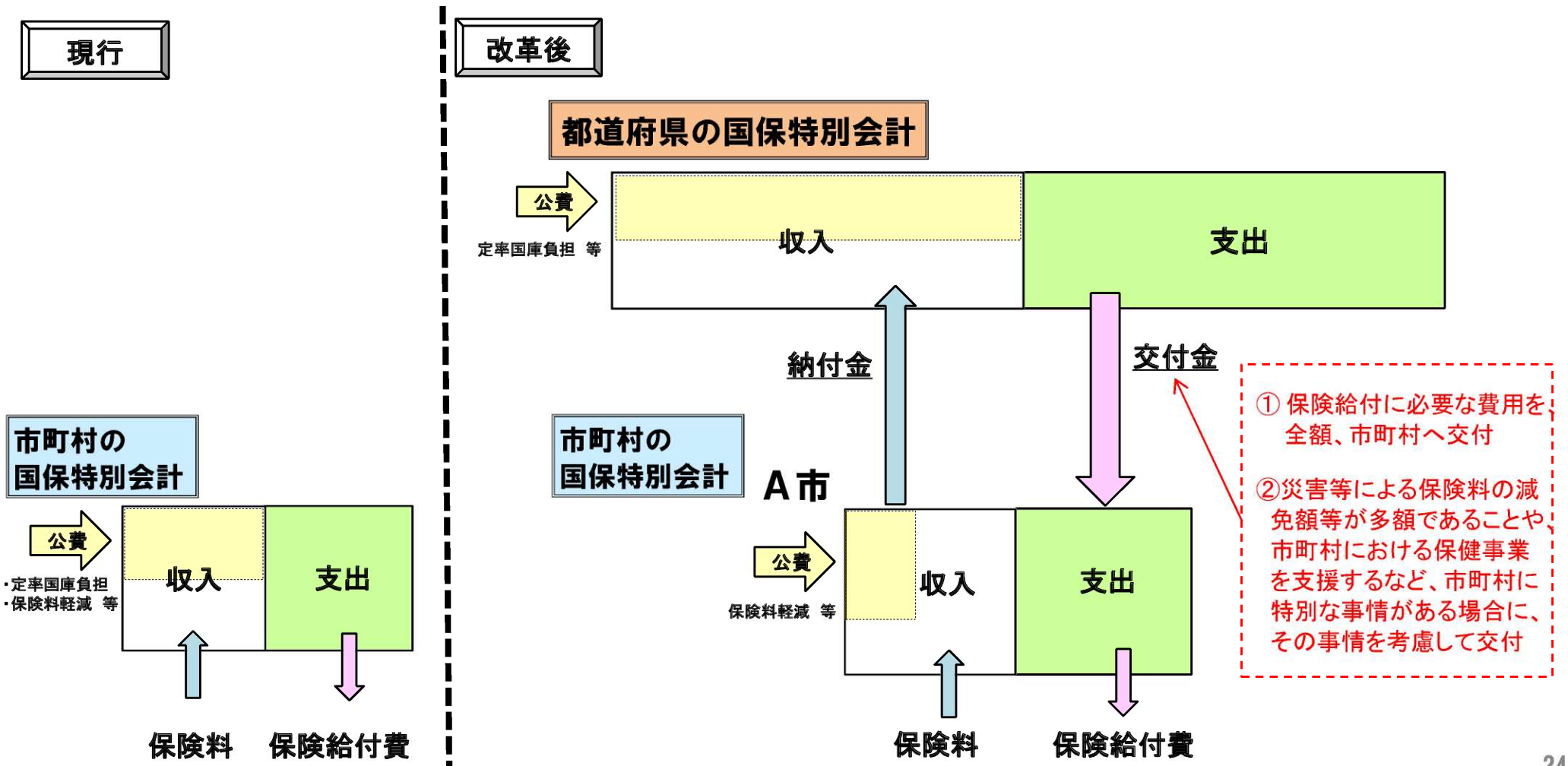
改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

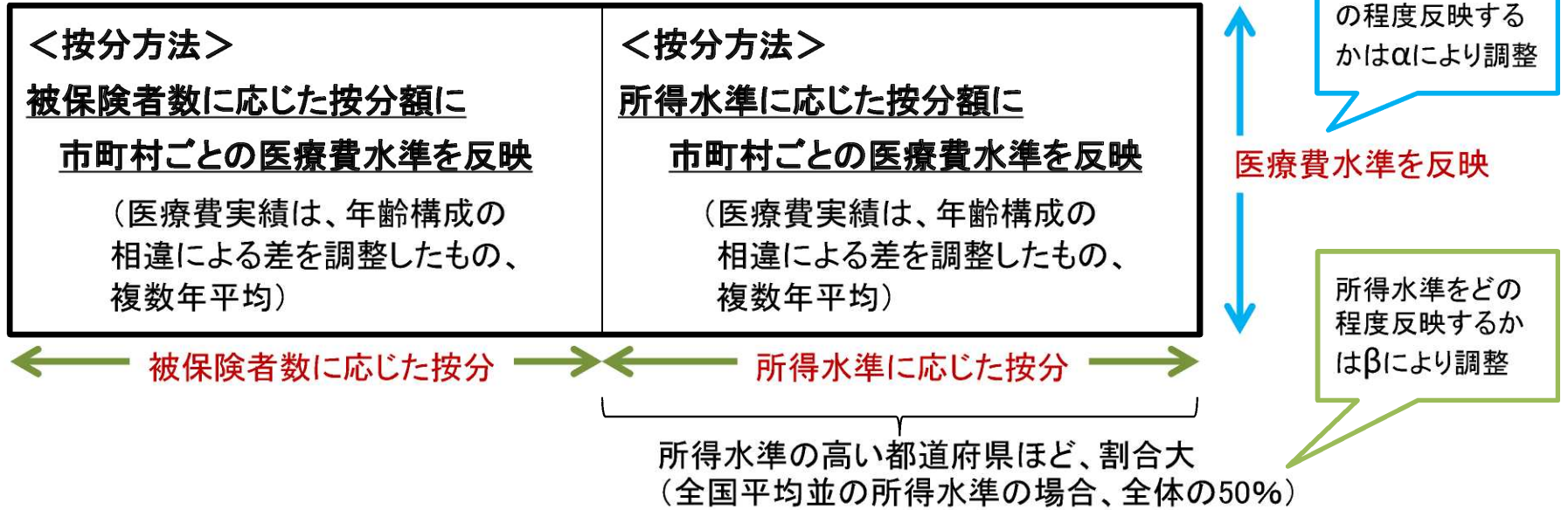
※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



国保事業費納付金の市町村への配分(イメージ)

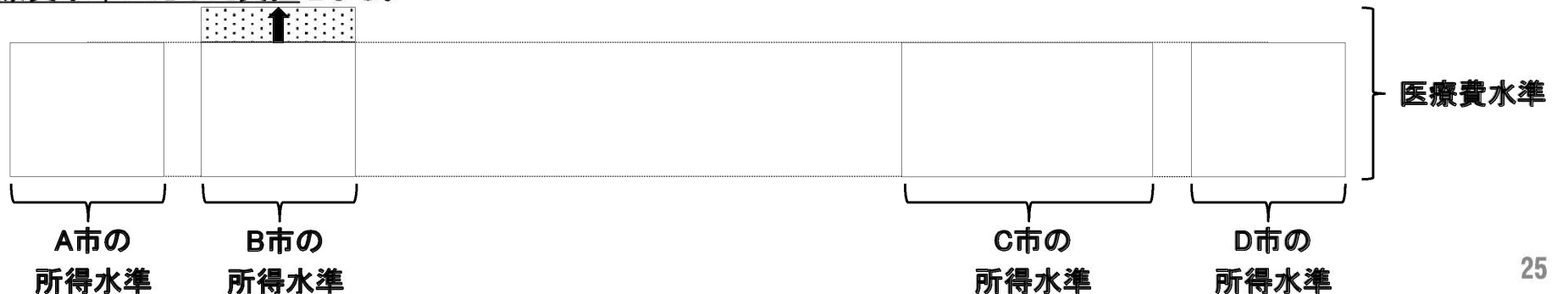
- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈市町村の納付金額〉



- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



国保運営方針における赤字解消・削減の取り組みや目標年次に関する留意点

国保運営方針における赤字解消・削減の取り組みや目標年次の設定にあたっては、国保運営方針策定要領に記載した点に加え、下記の点に留意する。

- 平成30年度以降、追加公費の投入や納付金の導入、財政安定化基金の設置等により、構造上、国保財政の赤字(※)を解消しやすい仕組みになると考えられる。
- したがって、平成30年度以降、
 - ・ 収納率向上や医療費適正化等の取り組みを進めて、新たな赤字が発生しないようにするとともに、
 - ・ 目標年次までに、各市町村の保険料率を各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率に近づけていくことで、単年度の赤字を解消する計画を立てていただきたい。
- 赤字解消の目標年次については、各市町村の実情に応じた時点を設定した上で、改革初年度である平成30年度から赤字解消・削減の取り組みを計画的に進めることが望ましい。なお、平成29年度から着手できる部分については、平成29年度から計画的に着手しておいていただきたい。
- 「赤字市町村」とは、平成28年度決算に赤字が発生した市町村と平成29年度に赤字の発生が見込まれる市町村(補正等の実情も踏まえて判断)であって、改革施行後の平成30年度以降も継続して赤字の発生が見込まれる市町村とする。
なお、赤字市町村と判定されなかった市町村であっても、平成30年度以降の実績額として赤字が発生した場合には、赤字解消・削減の取り組みや目標年次を設定することが必要である。

※ 「赤字」の定義について

- ① 解消・削減すべき赤字額とは、「決算補填等目的の法定外繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合算額とする。
- ② 繰上充用金については、以下のとおり整理する。
 - ・ 平成29年度の収支の赤字による繰上充用金の増分については、解消・削減すべき赤字額に含まれるものとする。
 - ・ 平成30年度以降に繰上充用金の増加が起こった場合、その増加部分については解消・削減すべき赤字となる。
 - ・ 平成28年度以前に発生した繰上充用金については、各市町村の実情に応じ、可能な限り、計画的な解消・削減を目指すものとする。

計画的に削減・解消すべき法定外一般会計繰入の分類(修正案)

(3) 平成27年度 財政状況 (H29 2月頃公表予定)



(4) 修正案 (H29年度調査・公表)

- ①決算補填等目的
- a)保険者判断によらないもの
 - 単年度の決算補填のため
 - 累積赤字補填のため
 - 医療費の増加
 - 後期高齢者支援金
 - 公債費、借入金利息
 - b)保険者判断によるもの
 - 保険料の負担緩和を図るため
 - 任意給付に充てるため
- ②決算補填等以外の目的
- 保険料の減免額に充てるため
 - 地方独自事業の波及増補填等
 - 保健事業費に充てるため
 - 直営診療施設に充てるため
 - 基金積立
 - 返済金
 - その他

- ①決算補填等目的
- a)保険者判断によらないもの
 - 保険料の収納不足のため
 - 医療費の増加
 - b)保険者判断によるもの
 - 保険料の負担緩和を図るため
(前期納付金・後期支援金・介護納付金分を含む。)
 - 任意給付に充てるため
 - c)過年度の赤字によるもの
 - 累積赤字補填のため
 - 公債費、借入金利息
- ②決算補填等以外の目的
- 保険料の減免額に充てるため
 - 地方独自事業の波及増補填等
 - 保健事業費に充てるため
 - 直営診療施設に充てるため
 - 基金積立
 - 返済金
 - その他

(平成30年度からは医療費の増加に対し、財政安定化基金から貸付を受けるため、赤字は発生しない。)

国保運営方針に基づき、計画的に削減・解消すべき赤字

納付金・標準保険料率、市町村保険料の決定フロー(事務レベルWGの議論を踏まえ検討中)

